

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

宮城労働局

最終更新日：令和7年3月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) 茂庭マル正工務店	宮城県仙台市	R6. 3. 8	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第72条	移動式クレーンにより労働者をつり上げて作業を行わせたもの	R6. 3. 8送検 R6. 5. 1有罪確定
(有) 総合設備センター	宮城県大崎市	R6. 3. 12	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の4	特定元方事業者として労働災害を防止するための措置を講じなかったもの	R6. 3. 12送検
(有) 丸正産業	宮城県大崎市	R6. 3. 12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	ドラグショベルを用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R6. 3. 12送検
(株) 丸久組	宮城県栗原市	R6. 6. 12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	ドラグショベルを主たる用途以外の用途に使用させたもの	R6. 6. 12送検 R6. 9. 12有罪確定
(有) 大槻板金工業	宮城県柴田郡柴田町	R6. 7. 2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条 労働者派遣法第45条	スレート等の屋根の上で、踏み抜き防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6. 7. 2送検
千倉水産加工販売 (株)	千葉県船橋市	R7. 2. 17	労働基準法第32条	労働者1名に、有効な36協定の締結なく、違法な時間外労働を行わせたもの	R7. 2. 17送検
タクミ電業 (株)	宮城県仙台市	R7. 2. 20	安衛法第61条第1項 安衛令第20条第11号	法令の定めるフォークリフトの資格を有していない労働者に、最大荷重2.45トンのフォークリフトの運転の業務に就かせたもの	R7. 2. 20送検